

令和8年3月30日

市立各小・中学校長 様

教育総務課長

P T Aの適正な運営について（通知）

日頃より、P T Aと連携した教育活動の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

P T Aは家庭、学校、地域が連携し、児童・生徒の健やかな成長を支える上で極めて重要な役割を担っている組織です。しかしながら、近年、加入の際の意思確認や個人情報の取扱い等において、適正でない対応が見受けられるとの指摘が教育委員会に複数寄せられています。

社会全体でコンプライアンス意識が高まる中、各学校のP T Aについても法的根拠に基づいた適正な運営が求められています。加入の意思確認や個人情報提供の同意など、法に基づく手続きをすることが必要であり、ひいてはそれが持続可能なP T A活動の実現にもつながるものと考えております。

つきましては、学校がP T Aと連携し、充実した教育活動を進めていくために、特に次の点についてP T A会長や役員の方々と確認・共有していただき、適正な対応に向け適宜見直しを図っていただきますようお願いいたします。

1 加入について

- ・入学説明会や入学式等でP T Aの案内をする際は、P T Aが任意団体であり、加入も任意であることを必ず周知する。
- ・加入の際には加入届（退会時は退会届）の提出を求める。

2 個人情報の取扱い

- ・P T Aは学校から個人情報の提供を受けず、加入届で個人情報を得る。
- ・個人情報の使用目的を明示し、目的外使用をしない。

※ 明示や同意なく地域の団体などに提供することは違法となります。

3 P T A会費について

- ・会費を学校が代理で徴収する場合には、そのことについて保護者の同意を得る（加入届兼同意書とすることが出来ます）。また、学校とP T Aの間で委託契約を結ぶ。

※ P T Aが会費を独自に徴収することが最も疑義を生じさせない対応となります。

4 その他

- ・ P T A未加入の保護者の児童・生徒が不利益を被らないよう配慮する（記念品配布や登校班などにおいて）。

上記のほか、学校施設（教室・体育館等）利用における手続きや学校への寄付の適正化など、対応の確認・見直しが必要なものが複数あります。

そのため、P T Aの適正な運営に向けたガイドラインや各種書式等を厚木市立小中学校P T A連絡協議会と協議しながら今後作成する予定です。作成した際には、改めてお知らせいたします。

また、厚木市立小中学校P T A連絡協議会を通じて各学校の単位P T Aにも周知を図ってまいります。

(担当 教育企画係 山口 2663)